

行政不服審査法

第1章 総則

(目的等)

第1条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

□□□ 行政不服審査法の目的は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることではなく、行政の適正な運営を確保することである。[1999-49]

⇒ × 「国民の権利利益の救済を図る」ことも、行政不服審査法の目的である（1条1項）。

□□□ 行政不服審査法は、不服申立制度全般について統一的、整合的に規律することを目的とするので、別に個別の法令で特別な不服申立制度を規定することはできない。[2008-15改]

⇒ × 行政不服審査法とは別に個別の法令で特別な不服申立制度を規定することはできる（1条2項参照）。

□□□ 行政不服審査法において「処分」には、「人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」などの事実行為が含まれるが、これは取消訴訟の対象にはならないが不服申立ての対象となる行為を特に明文で指示したものである。[2008-15改]

⇒ × 行審法・行訴法において「処分」には、「公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」が含まれると解される。旧行審法は、明文をもって、「公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」を「処分」に含めていた。しかし、行訴法と行審法とで異なる処分概念を採るべきではないとして、このような規定は削除された。

(処分についての審査請求)

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

□□□ 行政処分について審査請求の申立適格を有するのは、処分の相手方に限られ、それ以外の第三者は、他の法律に特別の定めがない限り、

申立適格を有しない。[2012-14]

- ⇒ × 処分に関する不服申立適格を有するのは、「行政庁の処分に不服がある者」である（2条）。どのような者に不服申立適格が認められるかにつき、判例は、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」としている（主婦連ジュース訴訟／最判昭53.3.14）。すなわち、審査請求の申立適格を有するのは、処分の相手方に限られない。

（不作為についての審査請求）

第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

□□□ 行政不服審査法における「不作為」には、申請が法令に定められた形式上の要件に適合しないと理由で、実質的審査を経ずに拒否処分がなされた場合も含まれる。[2008-15改]

- ⇒ × 行政不服審査法における「不作為」とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう（3条かっこ書）。よって、実質的審査を経ずに拒否処分がなされた場合、行政庁が何らかの処分をしたことになるので、「不作為」には当たらない。

（審査請求をすべき行政庁）

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。）当該主任の大臣
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

□□□ 審査請求人は、国の機関が行う処分について処分庁に上級行政庁が存在しない場合、特別の定めがない限り、行政不服審査会に審査請求をすることができる。[2017-15]